

# リスク管理

## 企業年金問題④



第一芙蓉法律事務所  
弁護士 木下 潮音

日本航空は2009年約5割程度の給付の減額11月23日に、年金受給権を持つOBらを対象として、年金減額に関する第1回説明会を行った。提案の内容としては、現役社員に対する給付額を5割、OBに対しては3割減額し、全体としては4割の減額とする方針であるという。

日本航空の年金減額問題は、09年5月12日に年金受給者および待機者に対し、日本航空社長名で、退職給付債務を1600億円規模で削減するためには、現役社員だけでなく、OBに対しても約5割程度の給付の減額が必要となることの手紙が発信されたことから、OBらの強い反発を招き、社会的注目の内容となることが予想される。

現在の日本航空の置かれている財務状況からすれば、年金の減額はやむを得ないのではないかと、公的資金を利用して倒産を阻止する対策を国が国民の税金で行う以上、年金の減額は当然とすることが、一般市民の感情ともなっている。

しかし、年金の受給額減額に利害関係を有し、減額手続きに関与できるのは日本航空の現役社員

## 企業の雇用リスクマネジメント

8

とOBのみである。一般の国民利用者はもちろん、日本航空の経営に対して大きな利害関係を有している金融機関、債権者や株主といえども企業年金の変更にかかわることとはできない。

むしろ、確定給付企業年金法は年金受給権を企業の経営の変動から守ることを目的としているのであり、年金受給権の変更のためには、年金加入者の3分の2以上の同意と受給権者の3分の2以上の同意を得て、厚生労働大臣に対して規約変更等の手続きを取ることが必要である。従って企業は、受給権者に対して説明を行うとともに、その同意を得ないことには減額の手続きに入ることもできないのである。

さらに年金受給権者の多数の同意を得て減額の規約変更を申請しても、規約変更を認める要件が備わっていない場合は変更自体が認められないこととなることは、既にNTTグループ年金事件が示すところである。

日本航空の企業年金問題については、受給額の減額を可能とする法律の制定すら議論されているが、特定の企業の企業年金受給権者だけを対象として財産権である年金受給権を制約する法律がどのように制定できるのか、そもそも、確定給付企業年金法と矛盾する立法が可能であるのか具体的な法律案が明らかにされていない。

日本航空の年金減額問題は、マスコミ等外部の議論が先行してしまったが、実際は、今その端緒に就いたばかりである。特にOBについては労働組合による集団の意思決定が不可能であるため、最後まで個人に対して説明を行うとともに、同意を得る努力を行わざるを得ない。

実は労使紛争となっていない企業年金の減額改定事案では、OBの最後の1人に至るまで根気強く説明・説得が行われていることを認識すべきである。さらに、日本航空と同様の問題は、他の企業にも発生し得ることも予期しなければならぬ。

(企業年金問題の項おわり)

## 根気強くOBの説得を